

広島県・今治市国家戦略特別区域における国家戦略特別区域法 第 19 条の 2
(国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業) に定める創業者の公募について

平成 28 年 3 月 18 日
内閣府地方創生推進室

広島県・今治市国家戦略特別区域において、国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号。以下「法」という。）第 19 条の 2 の特定事業（国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業）を行うにあたり、同条に定める創業者と見込まれる者を公募します。

- ◆ 区域会議は、国家戦略特別区域において実施する具体的な特定事業等を定める区域計画（法第 8 条第 1 項に規定する「区域計画」をいう。以下同じ。）の作成やその実施に係る連絡調整等を任務としており、区域会議の構成員は相互に密接な連携の下に協議した上で、区域計画を作成することになります。
- ◆ 国家戦略特別区域において実施する特定事業の内容等は、区域計画で定められ、内閣総理大臣の認定を受けて効力を生ずることとなるものであり、今回の創業者の選定が特定事業の実施を決定するものではありません。

記

公募要項

1. 公募対象

別紙に定める要件を満たす者を公募します。

2. 応募方法

(1) 募集期限

別記様式に必要事項を記入の上、平成 28 年 3 月 28 日（月）17 時までに提出して下さい。

(2) 提出先

内閣府 地方創生推進室内 区域会議構成員募集担当

(住所) 〒100-0014 東京都千代田区永田町 1-11-39 永田町合同庁舎 6 階

(電子メール) i.kokkatoc@cao.go.jp

(3) 提出方法

次に掲げるいずれかの方法により提出して下さい。

(i) 電子メールの場合

別記様式<電子データ>を添付して提出

※ 別記様式の電子データのファイルを添付して【i.kokkatoc@cao.go.jp】まで送付してください。なお、当方より到着した旨のご連絡はいたしませんので、送付後に念のため、地方創生推進室（TEL 03-5510-2462）に確認のご連絡をいただけると幸いです。

【留意事項】

- イ. 電子メールのタイトル（件名）は、「創業者応募 事業主体名」としてください。（例：創業者応募 ○○会社）
- ロ. 別記様式の電子データのファイル名は、「広島県・今治市 事業主体名」としてください。（例：広島県 ○○会社）

(ii) 郵送等による配達又は持参の場合

別記様式を（２）提出先へ配達又はご持参ください。

※ 郵送等による配達の場合には、封筒の表面に「創業者応募書類在中」と朱書きしてください。

【留意事項】

別記様式は、A4 サイズとし、片面印刷として下さい。
（両面印刷は避けてください。）

(4) その他留意事項

提出いただいた別記様式については返却いたしませんので、予めご了承願います。

3. 選定について

応募に基づき、選定を行います。選定された者については速やかに公表します。

連絡先

ご不明な点がございましたら、下記連絡先までお問い合わせ下さい。

内閣府 地方創生推進室内 区域会議構成員募集担当

（電話）03-5510-2462 （メールアドレス）i.kokkatoc@cao.go.jp

(別記様式)

広島県・今治市国家戦略特別区域における法第 19 条の 2 (国家戦略特別区域
創業者人材確保支援事業) に定める創業者の応募について

平成 28 年 月 日

内閣総理大臣 殿

国家戦略特別区域法第 19 条の 2 (国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業) に
定める創業者の公募について、下記により応募します。

記

①創業者に関する事項

名 称 :	
住所・所在 : 〒	
電話番号 :	電子メール :
設立年月日 :	

※上記が確認できる公的書類 (登記簿等) の写しを提出すること。

②国の行政機関としての経験を有する者の確保に関する計画等の概要

(1) 事業を実施する場所
(2) 事業の規模
(3) 事業の内容
(4) その他

A4 用紙で作成して下さい。なお、各項目の欄のサイズについては適宜調整していただき、複数枚にわたることとなっても結構です。